

電力・ガス取引監視等委員会

第74回料金制度専門会合

1. 日時：令和8年4月10日（金） 16：00～17：07
2. 場所：オンラインにて開催
3. 出席者：大橋座長、松村委員、村松委員、大屋敷専門委員、川合専門委員、新家専門委員、関口専門委員、東條専門委員、友岡専門委員、華表専門委員、平瀬専門委員

（オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください）

○黒田NW事業監視課長　それでは、定刻となりましたので、ただいまから、「電力・ガス取引監視等委員会第74回料金制度専門会合」を開催いたします。私は、事務局・ネットワーク事業監視課長の黒田です。よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合はオンラインでの開催としております。なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

本日、河野委員は御欠席の予定でございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日は、オブザーバーとして一般送配電事業者各社が出席されておりますので、議題について直接御質問いただくということでも構いません。

以降の議事進行は、大橋座長にお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○大橋座長　皆さん、こんにちは。本日もお忙しいところをお集りいただきまして、ありがとうございます。

早速ですが、「第74回料金制度専門会合」を始めさせていただきたいと思います。

本日の議題ですが、2件ございます。最初の議題は、「一般送配電事業者による2026・2027年度の合理的かつ現実的な投資量の見直し」、2つ目が「レベニューキャップ制度における第2規制期間に向けた検討課題について」ということでございます。

本日は、まず、送配電網協議会様から資料3-1についてプレゼンテーションをしていただき、その後に、資料3-2に基づいて、事務局より御説明をいただいた後、まとめて委員及びオブザーバーの方も含めて質疑をさせていただければと思います。

それでは、まず初めに、送配電網協議会の香月様より、資料3-1の御説明をお願いいたします。

○香月氏（送配電網協議会） 送配電網協議会の香月でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

資料3-1の「投資量の合理的かつ現実的な契約への見直し」につきまして、説明いたします。

1 ページを御覧ください。

一般送配電事業者各社におきましては、期初申請時からの情勢変化を踏まえまして、安定供給に支障をきたさないことを大前提に、第1規制期間における投資量を精査して、合理的かつ現実的な内容への見直しを実施しているところでございます。

本日は、現時点での見直し状況に加えまして、業界を挙げた効率化の深掘りや施策の横展開による最大限の効率化に向けた取組状況につきまして、説明させていただきます。

3 ページを御覧ください。

「計画の見直し」につきましては、計画策定時からの情勢変化や、2023～2025年度の実績を踏まえまして、2026～2027年度における投資量を精査しております。

「計画見直しの基本的な考え方」を、中ほどに示しておりますが、サプライチェーンや施工力の持続などの観点も踏まえまして、中長期的な観点で安定供給に支障をきたさないことを前提としていること。

それから、住宅着工件数の低下に伴う需要・電源対応工事の減少やデータセンターなどの大規模需要による拡充工事の増加や、用地交渉などの外生的な要因による工程遅延を勘案した現実的な工期の設定あるいは件名差し替えなどを行いまして、最新の見込みを反映しております。

また、最大限の効率化に加えまして、事業者の実情に応じて現地・現物の設備状態に基づき、更新の要否を合理的に判断しております。

4 ページを御覧ください。

次に、「計画見直しの概要」でございます。

下の表の右側に、今回の見直しを記載しておりまして、2023～2025年度の投資量実績につきましては、送電・変電設備は、いずれの品目も未達、配電設備は、需要・電源対応などの拡充工事は未達で、施工力の有効活用の観点から、更新工事の前倒しを行っております。

このような状況を踏まえまして、2026～2027年度の計画を見直した結果、工務ケーブルと変圧器が計画より増となりまして、5か年計では、低圧線、地中ケーブルを除く品目で、期初申請に対し未達となる見込みでございます。

5ページを御覧ください。

次に設備別の主な見直し要因を説明いたします。

まず、送電設備について、下の表に記載しておりますが、2023～2025年度の投資量実績につきましては、接続事業者起因などによる計画変更や中止のほか、用地交渉難航などにより、申請に対して未達となっております。

2026～2027年度につきましては、接続事業者起因や用地交渉難航などによる繰延べ・中止を反映することに加えまして、新規系統連系申込みの増加も踏まえ、計画を見直しております。

5か年計の見通しにつきましては、申請に対して8割～9割程度となる見込みでございます。

6ページを御覧ください。

次に、変電設備について、下の表に示しておりますが、2023～2025年度の投資量実績につきましては、機器長納期化に伴う工事繰延べや、遮断器の設備種変更などにより、申請に対して未達となっております。

2026～2027年度につきましては、機器の長納期化に伴う2025年度以前からの工事の繰延べや、遮断器の設備種変更の影響なども踏まえ、計画を見直しております。

5か年計の見通しにつきましては、申請に対して7割～9割程度となる見込みでございます。

7ページを御覧ください。

次に、配電設備につきまして、下の表に示しておりますが、2023年度～2025年度の実績につきましては、拡充工事である需要・電源対応は、住宅着工件数などの減少、無電柱化は、様々なステークホルダーが存在する事業特性により、いずれも申請に対して未達となっております。

一方で、地中ケーブルなどの更新工事は、施工力の有効活用や、中長期的な設備の健全性維持を目的とした工事の前倒しにより、申請を上回る傾向となっております。2026～2027年度のうち、拡充工事につきましては、直近の申込み実績や住宅着工件数の見直し、それから様々なステークホルダーとの工程調整を踏まえまして、計画を見直しております。

また、更新工事につきましては、巡視点検結果を踏まえまして、更新対象設備の厳選を行っております。

5か年計の見直しにつきましては、需要・電源対応が8割程度、無電柱化は5割程度となる見込みで、更新工事につきましては、コンクリート柱、高圧線、低圧線は、いずれも概ね申請どおりとなる見込みでございます。

9ページを御覧ください。

ここからは、「最大限の効率化に向けた取組」でございます。

今回の計画見直しにおきましては、効率化施策の横展開を行い、業界を挙げた最大限の効率化を実施しているところでございます。

具体的には、各社の効率化施策を相互共有しまして、その判断根拠の確認を実施しながら、これらの知見を各社の計画へ反映することで、最大限の効率化を図ってまいりたいと考えております。

下の図に、効率化施策の分類を示しておりますが、効率化施策には、投資量に効果があるものと投資額に効果があるものに分類されまして、投資量の効率化施策だけではなく投資額に効果のある施策についても取り組むことで、業界全体として最大限の効率化を図ってまいりたいと考えております。

10ページを御覧ください。

次に、「投資量に関する効率化施策」につきまして、下の表に各施策の概要を記載しておりますが、詳細につきましては、次のページ以降で説明いたします。

11ページを御覧ください。

ここでは、「変電設備の撤去機器の流用」の事例でございます。

下の図に示しておりますが、連系事業者の事業撤退などによる連系廃止に伴いまして、既設設備の撤去が必要となる場合がございます。その際に、撤去する設備の経年や状態などを踏まえまして、同一電気所内や他電気所における更新予定の設備へ移設、流用することにより、更新する数量の抑制を図る事例でございます。

12ページを御覧ください。

次に「配電設備のスリム化」の事例でございます。

下の左側の図に示しておりますが、従来は、柱上変圧器の更新の際に、同容量への取り替えを行ってございましたが、右側の図のように、最新の需要動向などを踏まえまして、低圧線を新設し、供給することで、柱上変圧器の更新数量の抑制を図る事例でございます。

13ページを御覧ください。

次に「配電設備の期待年数の見直しの事例」でございます。

下の左側の図に示しておりますが、配電系統の地中ケーブルにつきましては、経年劣化により、絶縁体の内部に水トリーと呼ばれる細かなひび状の劣化が生じ、絶縁性能が低下し、故障に至る可能性がございます。

各社は、経年したケーブルの収集、絶縁性能試験を実施することにより、右側のグラフのとおり、設備の経年と絶縁性能の関係から、故障に至るまでの期待年数を評価しております。撤去品の収集、評価を継続的に行うことにより、データを蓄積し、期待年数の見直しを図る事例でございます。

次の14ページから16ページにつきましては、以前紹介しました効率化事例でございますので、説明は割愛いたします。

17ページを御覧ください。

次に「投資額に関する効率化施策」につきまして、下の表に各施策の概要を記載しておりますが、詳細につきましては、次のページ以降で説明いたします。

18ページを御覧ください。

ここでは、「送電設備の測量、基礎工事に関する効率化」の事例でございます。

下の左側の図に示しておりますが、従来の調査工事では、現地測量を実施しまして鉄塔の高さなどを決定しておりましたが、航空レーザーを活用した三次元地形測量を採用することで、現地測量などの調査工事の工期短縮やコスト削減を図る事例でございます。

また、右側の写真では、鉄塔の基礎工事におきまして、従来の木製型枠ではなくメッシュ型枠を導入することで、工期短縮や掘削幅を減らすことができるようになり、基礎工事費の削減を図る事例でございます。

19ページを御覧ください。

次に、「変電設備におけるDX技術による効率化」の事例でございます。

下の左側の図に示しておりますが、従来は、請負工事・作業におきまして、事務所から社員が現地へ出向き、立会確認や検査を行っておりましたが、昨今、Webカメラなどのデバイスの機能向上が進展しておりますので、右側の図のように、可搬式のWebカメラなどを用いて、事務所において現地工事の様子を確認することで、社員の立会日数、旅費などの削減を図る事例でございます。

20ページを御覧ください。

次に「配電設備の無電柱化に関する効率化」の事例でございます。

通常の無電柱化につきましては、電線路を地中に埋設しておりますが、下の写真のように、人が常時通行することを想定しない山地などにおきましては、保安の確保を前提に道路沿いの擁壁上部などの地上に電線路を設置することで、掘削工事費の削減や工期短縮を図る事例でございます。

21ページを御覧ください。

次に「配電設備の引留グリップ」に関する効率化の事例でございます。

下の左側の写真に、電線の引留部を示しておりますが、従来、電線を固定する際は、右側上段の写真のように、引留クランプと絶縁用カバーにより固定しておりましたが、下段の写真のように、引留グリップを採用することにより、電線被覆の剥ぎ取り作業が不要となることや、絶縁用カバーが不要となることで、工事費の削減を図る事例でございます。

23ページを御覧ください。

最後になりますが、本日御説明しましたとおり、一般送配電事業者各社におきましては、計画策定時からの情勢変化を踏まえまして、安定供給に支障をきたさないことを大前提に、2026～2027年度における投資量を精査し、合理的かつ現実的な内容への見直しを実施しているところでございます。

また、各社の効率化施策を相互共有、確認し、2026～2027年度の計画へ反映することで、最大限の効率化に取り組んでいるところでございます。

効率化につきましては、投資量の効率化施策だけでなく、投資額に効果のある効率化施策についても取り組むことで、業界全体として最大限の効率化を図ってまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

○大橋座長      ありがとうございました。

続いて、事務局より資料3-2の御説明をお願いいたします。

○黒田NW事業監視課長      それでは、資料3-2の説明に移らせていただきます。

2ページにあるように、まず、1点目としまして、「一般送配電事業者による2026・2027年度の合理的かつ現実的な投資量の見直し」について御説明をさせていただきます。

3ページですけれども、先ほど資料3-1に基づいて送配電網協議会から説明のあったとおり、2026年度及び2027年度における合理的かつ現実的な投資量の見直しの検討状況について、合理的かつ現実的な計画量の見直し及び最大限の効率化に向けた取組が行われて

いるということでございます。

上記について、事務局として、引き続き進捗の確認を行うとともに、今後、翌期調整の際、もしくは期中調整の申請があった場合には、第1規制期間における物価等上昇や事業報酬に係る制度措置の対象となる投資量の見直しに関する妥当性について、厳正に審査をしていくこととしたいと考えております。

また、特に最大限の効率化に向けた取組については、先ほども送配電網協議会から報告があったとおりですけれども、各社の取組内容に加えて、各施策が最大限横展開されるように、状況確認をしていくこととしたいと考えてございます。

次に、2点目でございますが、「第2規制期間に向けた検討課題について」ということでございます。

5ページを御覧いただければと思いますが、御案内のとおりレベニューキャップ制度、2028年度より第2規制期間が開始されるということございまして、本日は、これまで本会合での議論等を踏まえまして、事務局において第2規制期間に向けて検討が必要と考えられる主要な制度的論点等について整理をしたということでございますので、これらの検討の方向性ですとか、あと項目の過不足があるかといった点も含めて御意見をいただければと考えております。

また、上記のうち規制期間中一律の託送料金の見直しという論点については、事務局において論点の整理を行っておりますので、本日、具体的に御議論をいただきたいと考えております。

下の表は、2021年11月に取りまとめられた託送料金制度、レベニューキャップ制度の中間取りまとめの項目に基づいて、これまでの御議論等を踏まえて、第2規制期間に向けた主要な論点等を整理させていただいたものでございますけれども、この後、具体的に説明をさせていただきたいと思っております。

まず、6ページですが、ローマ数字のIということで、「物価等上昇及び事業報酬に係る論点」ということでございます。

物価等上昇、事業報酬については、これまでも本会合で御議論をいただけてきたところでありまして、昨年12月の本会合（第72回）において、これらの論点に関する第2規制期間に向けた検討課題として、以下のような論点を整理いただいたところでありまして、今後、検討を進めていくことが必要と考えております。

具体的には、制度措置後の状況の継続的な検証、事業報酬に係る検討、物価等上昇を考

慮した審査のやり方、ロスシェア・プロフィットシェアの在り方、物価等や金利変動の反映方法及び規制期間中一律の託送料金の見直しといった論点でございます。

このうち、規制期間中一律の託送料金の見直しについては、先ほど申し上げたとおり、事務局において具体的に論点の整理を行っておりますので、27ページ以降で、この後、具体的に御議論をいただければと考えております。

7ページ以降は、12月の資料及びその際の御指摘等をまとめたところですので、割愛させていただいて、11ページでございます。Ⅱとして、「目標計画の設定、評価方法」でございます。

第1規制期間の目標計画については、「安定供給」等の7分野18項目を設定しております。これらの項目については、2023年及び2024年度の期中評価において、事業者の取組を確認してきたところでございます。

目標計画におけるレベニューキャップ制度のインセンティブ設計として、「収入上限の引き上げ・引き下げ」及び「レプテーションインセンティブ」がありますけれども、この「収入上限の引き上げ・引き下げ」に関する項目については、縦横比較によって評価を行っているということで、下の※にあるとおり、縦比較は、自社の過去実績との比較、横比較は、10事業者との比較ということでございます。

このうち、特に縦比較についてですけれども、各事業者の参照期間、過去実績のパフォーマンスが悪かった場合に、相対的に次の規制期間での評価が改善されやすくなるといった指摘が、本会合でございました。

また反対に、参照期間のパフォーマンスが非常によい場合に、次の規制期間で相対的にペナルティの対象となりやすいという課題もあるということで、こうした意見等を踏まえまして、第2規制期間においてインセンティブの評価方法について、再検討する必要があるのではないかということでございます。

また、特にレプテーションインセンティブの項目についてですけれども、こうした形で事業者の取組が報告・公表されることが有益であるといった御意見もいただいている一方で、事業者の作業や評価側の事務コスト簡素化の観点から、負荷に対して効果の小さいものについては、項目を省力化することが必要ではないかといった御指摘もいただいているということでございます。

こうした意見も踏まえつつ、第1規制期間以降の外部環境の変化も考慮した上で、目標計画で確認対象とする項目についても、必要に応じて見直しを検討してはどうかというこ

とでございます。

12ページが、現状、第1規制期間における7分野18項目の目標計画でございます。

また、14ページですけれども、これは、一例として、⑨の「計量、料金算定、通知等の確実な実施」という項目の中の「託送料金請求遅延」という項目の、期中評価の実例を載せておりますが、左下の参照期間実績というところに、10事業者の過去の超過件数ですとか発生率というものがありますけれども、事業者によって、かなりばらつきがあるということで、これに基づいて、真ん中の経過年数等にあるところの発生率等、相対的に有利・不利というものが発生し得るというような論点であります。

また、15ページが、別の項目⑧で「需要家の接続の接続検討の回答期限超過件数」という項目ですが、これは、2023年度の実績で言うと、10事業者中8事業者が0件であったということですが、逆に、この実績が続いた場合に、仮に、次の規制期間で1件でも発生してしまうと、過去実績を上回るといったことにもなり得るということでございますので、こういった点をどう考えるかが必要ではないかということでございます。

次に17ページで、Ⅲの「次世代投資費用の範囲・便益評価方法」ということですが、レベニューキャップ制度においては、一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しの的確な算定等に関する指針上、電力ネットワークの次世代化を促す観点から、各事業者において効果的な次世代投資計画を策定することが求められております。

次世代投資費用については、第19回の本会合（2022年9月）で、規制期間内に限定しない中長期的な取組を推進していく観点から、費用対便益等により取組の重要性が認められる投資のみを対象とすることとされ、一般送配電事業者が、将来に必要な新規の取組を確実かつ円滑に進められるようにということで、効率化係数（年0.5%）を設定しないという整理となっております。

この整理に基づいて、第1規制期間では、脱炭素次元P Xの観点で、複数の項目が、次世代投資の項目として分類されているということですが、この第1規制期間の審査の過程でも、複数の委員から便益設備の具体性、合理性が事業者によって差がある項目があったということで、次世代投資計画策定における適切な便益に係る計上方法等の在り方について検討すべきという御指摘をいただいております。

第2規制期間に向けては、便益説明の具体性、合理性についての考え方の統一を図るとともに、第1規制期間の審査以降の技術の進展や普及等の状況を踏まえ、次世代投資費用の位置づけ（脱炭素、レジリエンス、DX・AI等投資、省人化・効率化）といった位置

づけですとか、あと、投資対象の考え方（新規性や革新性等）等の観点も含め、対象範囲の明確化を図る必要があるのではないかと考えています。

次に20ページ、IVの「統計査定の精緻化」でありますが、第1規制期間の審査においては、コスト効率化の観点から、OPEX、CAPEXについて、過去実績等に基づく単価の確認（個別査定）や事業者間比較による広域的な単価の査定（統計査定）を行っているということでございます。

統計査定については、定性的かつ定量的な観点から、適切な説明変数をそれぞれ設定することで、重回帰分析による査定を行っておりますけれども、一方で、重回帰分析の結果、決定係数が低い費用については、中央値を用いた査定を行ったということでございます。

この中央値を用いた査定は、重回帰分析に比べると、個別工事の特性が反映されないという課題がありますので、送配電網協議会が統計査定の精緻化に向けた検討を行っておりまして、第8回の送配電効率化・計画進捗確認WGにおいては、第1規制期間では中央値査定の対象となっていた一部の項目について、説明変数の見直し等により、重回帰分析の決定係数は向上するといった結果が報告をされております。

送配電網協議会は、引き続き統計査定の精緻化に向けた検討を進めておりまして、こうした状況を踏まえつつ、今後、より精緻な料金査定を行うために、第2規制期間以降、中央値の活用から重回帰分析による統計査定への見直しも検討していくことが必要ではないかと考えています。

23ページは、「第1規制期間の統計査定の対象項目」ということで、赤の部分は重回帰分析をした項目になりますけれども、黒の部分が、低い決定係数であったために中央値を活用したということでもあります。

これについて、24ページにあるとおり、第8回の効率化WGで、送配電網協議会から統計査定、精緻化の取組について御報告をいただいているということでございます。

次に、26ページ以降で、「個別論点」ということで「規制期間中一律の託送料金の見直し」についてでございます。

27ページですけれども、第70回の料金制度専門会合（昨年10月）において、事業者からも報告をいただいたとおり、レベニューキャップ制度においては、規制期間の後年（後ろのほうの年度）にかけて費用が積み上がる構造にあるということでありまして、各事業者において、規制期間中一律の託送料金設定をした場合に、後年度にかけて利益が縮小する傾向があるという指摘がございます。

現行の指針において、託送料金の設定については、規制期間において一律の託送料金を算定することを基本とする、とされておりますけれども、合理的な理由があると認められるときは、規制期間における各事業年度で異なる託送料金を算定することも認められているということではございます。

ただ、一方で、実際には第1規制期間においては、全ての一般送配電事業者が規制期間中一律の託送料金制度設定を行っているということではございます。

この点、昨年12月の本会合において、本論点に関して、規制期間内で利益が減少していく計画が、資本市場において否定的な評価をされ、結果として資金調達コストが上昇するというリスクがあるといった点に配慮した制度設計が必要であるのではないかとといった意見もいただいておりますし、また、小売事業者が十分な周知期間を確保できるよう、適切な配慮が必要だといった意見もいただいているということではございます。

次のページで、こうした課題を踏まえまして、第2規制期間における託送料金の単価設定に際して、例えば後年度の費用の増加に鑑み、規制期間中の収支の平準化や年度ごとの費用と料金単価を対応させるために、各年度の料金単価を段階的に引き上げる形で設定するといった方法については、一般送配電事業者の収支の安定化が図られる観点や、消費者にとっても費用の発生時期に即した公平な負担が図られるという観点からも、合理的と考えられるかということではございます。

一方で、上記のような設定を行う場合に、年度ごとに託送料金単価が変わることになるため、消費者の周知も含めた小売事業者の対応についても配慮が必要と考えられます。

この点、例えば5年分の託送料金単価を期初にまとめて確認し、一般送配電事業者において約款に記載するといった対応を行うことで、小売事業者の対応も含めた予見性が確保されると考えられるかということではございます。

最後ですが、「今後の想定スケジュール」ということで、32ページを御覧ください。

第2規制期間が、2028年の4月から開始されるということではございますけれども、これに向けた想定スケジュールを以下のとおり示させていただいております。2027年（来年）の7月頃から、第2規制期間の料金審査を行うといったことを仮定しますと、それまでに省令改正等の作業を完了する必要があることとなりますので、省令改正等を要する制度的論点等については、2026年内（今年の年内）から2027年の初頭辺りまでに検討を行う必要があるのではないかとございまして、このため、本日整理した論点等については、順次、本会合で議論をしていくこととしたいと考えております。

私の説明は以上になります。

○大橋座長　　ありがとうございました。

送配電網協議会様からは、「合理的かつ現実的な計画の見直し」というところと、あと、「最大限の効率化に向けた取組」ということで御報告をいただきました。

事務局からは、それに基づく考え方と、あとは、「今後の第2規制期間に向けた検討課題」ということで、今回は、論点を幾つか出しているところでございます。

委員及びオブザーバーの方々から御意見等をいただければと思いますので、挙手にてお知らせいただければ幸いです。

それでは、池田オブザーバー、お願いします。

○池田オブザーバー　　丁寧な御説明、ありがとうございました。私からは、ざっくり3点ほどコメントしたいと思います。

今回の論点の洗い出しに当たって、予見性周知という点において、需要家及び小売事業者の視点から、過去の私の発言を取り上げていただき、御考慮をいただき、ありがとうございます。

まず、27～29ページにある規制期間中の一律の託送料金の見直しについて、5年分の託送料金単価を期初にまとめて設定公表とするといった対応が、もし実施されるのであれば、小売事業者及び需要家として、ある程度の予見性が確保されるのではないかと考えられ、現状の改善につながるのではないかと考えます。

それで、もし、規制期間中の託送料金の見直しがあった場合については、前のことも再度述べますが、小売事業者よりの需要家への説明や需要家の検討判断に十分な時間を設けていただきたく、この十分な時間については、1年程度の余裕があれば理想的ですが、需要家との協議のタイミングを考えると、公表には最低でも6か月程度、公表から変更まで6か月程度いただけるとありがたいかなと思います。これが1点目です。

2点目は、これは、我々が説明ということも含めてですけれども、物価変動を自動的に料金に反映させる措置については、参照指標や計算方法は、今後の生活、再現性の高いものにしていただき、説明が簡易にできるよう詳細をあらかじめ公表し、需要家への説明に資するものにしていただきたいと思います。

3点目ですが、今後の第2規制期間に向けた検討の論点として、少し幅広くという視点から、これは別の審議会で議論をされている内容となりますけれども、例えば1年未満の緊急な供給力確保について、TSOがこの費用をどうするというところで、託送料金に機動

的に反映した上で、小売が需要家に転嫁するという方策も考え得るのではないかという議論もなされていて、例えばこういった費用をあらかじめ5年間の第2規制期間の中で、一定の予見性を持って託送料金に反映させる仕組みについて検討するのもあるかなと思っております。

以上です。

○大橋座長　　ありがとうございました。

続いて、華表委員をお願いします。

○華表専門委員　送配電網協議会の皆様、事務局の皆様、取りまとめありがとうございました。私からは、資料3-2についてのコメントになります。

まず、5ページの第2規制期間に向けた論点につきましては、重要なことはカバーしてくださっているように感じましたので、私からは、追加のコメントはありません。

27ページからの規制期間中一律の託送料金の見直しというところについては、結論から申し上げますと、私としては、事務局が御提案する各年度の料金単価を段階的に引き上げる形で設定するというのでいいように思っています。

その理由としましては、まず、事務局が上げてくださっている一般送配電事業者の収支の安定化、そして費用の発生時期に即した公平な負担、そして資金調達コストの抑制ということは、そのとおりだと思いますし、今後、エスカレや事業報酬率の議論などで、もし期中調整が入るようになってくると、ここで一律の託送料金設定にこだわっても、あまり意味がないというふうにも思っていることもあります。

また、仮にエスカレや事業報酬率で期中調整が入るとはならなかったとしても、需要家の大多数が受け入れている燃調の仕組みとかに比べますと、年次の変動は軽微であると考えられるというふうにも思っています。もちろん仮にこの影響が、例えば燃調の変動と比べても影響力の大きいものになるということになれば話は別だと思いますけれども、そういうことではないと思いますので、全体としてのメリットのほうが大きいのではないかと考えているところです。

私からは以上です。

○大橋座長　　ありがとうございました。

続いて、村松委員、お願いします。

○村松委員　　御説明ありがとうございました。

今までの議論を振り返った形で整理いただきまして、全体像がよく分かりました。資料

3-1、3-2それぞれについてコメントさせていただきます。

資料3-1、送配協の皆様から投資量の見直しについて、御説明いただきました。そもそもレベニューキャップの前提としていた事業構造が変化していると捉えるべきではないかと考えました。今回、見直しされていますが、前提となる事項が変動するものは、今後も見直しが必要になってくるのではと考えております。

例えばですが、直近の中東の問題によって、投資に必要な供給物品の遅れであったり、需要の変動だったり、こういったものもあり得ると考えております。26年、27年の数字については、こういった形で見直しをいただきましたけれども、今後も管理不能な影響があるという可能性を、我々は認識すべきだと考えました。

送配電網協議会様からは、「今後、効率化に向けて最大限の取組をしていきます」といったことで、御表明いただきました。私も、今まで送配電効率化・計画進捗確認ワーキングにも参加させていただきましたけれども、今までやっていらっしやった事業者の皆様の努力を、今後も継続して実施いただければと考えております。

資料3-2ですが、「今後の第2規制期間に向けた検討」ということで、事務局案をお示しいただきました。第1規制期間に関しては、期中調整を含め、かなり手探りでやっていた部分があって、事業者および事務局の皆様の工数は、相当かかっていたのではないかと思います。こういったところは、ある程度実績を積み重ねたところで折り合いをつけながら、工数のことも意識して進められればと思います。

それから、論点の網羅性のところですが、先ほど池田オブザーバーからも御発言がありましたように、今ほかの審議会で検討されているような項目を、今後レベニューキャップの中でどのように取り扱うべきかといった点は、視点として必要かと思われました。

先ほどお話がありましたのは、短期供給力としてキロワット公募の仕組みを使っていらっしやる部分の見直しを取り上げられておりますけれども、ほかにもせんだってからの議論で調整力の調達方法として、揚水随契の実施、こういったものの取り扱いの変更がレベニューキャップの仕組みの中でどのように扱うべきかといった点は考える余地があるかと思っております。

それから、個別論点で上げていただきました規制期間中一律の託送料金の見直しの観点でございます。私は、会計の視点で、年度単位で費用収益の対応関係が求められるというのが原則的な扱いだと考えておりますので、同一規制期間内で費用の発生状況が異なるのであれば、むしろそれに応じた年度ごとの託送料金を設定するほうが合理的だと考えてお

ります。

ただ、今まで一律5年間同じ託送料金であったのが、年度ごとということになりますと、恐らく送配電事業者、小売事業者、需要家それぞれの観点でメリットもあればデメリットもあるということだと思います。もしデメリットがあるようであれば、これをできるだけ小さくするような方策を、併せて進められればと思います。まさにそれは、小売事業者が託送料金の変動に対して需要家への説明義務、ここでの負荷を引き下げるために、前もって前広に公表してほしいといったようなことがあげられるかだと思います。

料金の見直しは恣意的な利益操作にならないような視点は、どうしても必要だと思いますので、それも合わせた検討になるかだと思います。

以上です。ありがとうございます。

○大橋座長　　ありがとうございました。

続いて、松村委員、お願いします。

○松村委員　　ずっと発言が続いている期間中一律の料金に対して、事務局の提案のように、それに必ずしもこだわらないとの提案は合理的だと思います。支持します。

ただ、その正当化の議論が、私にはすごく理解し難い。まず一律の料金にすると後半収益性が落ち、前半収益性がその分上がる傾向がある。平均的に正しい料金になっていてもそのような傾向がある。そうすると、収益性がだんだん悪化しているように見えて、資金調達環境が悪化するという議論は、私にはとても珍妙に見えます。

日本の資本市場は、そんなに能力が低いのかと。本質的なリスクを問題にしているならともかく、仮に費用が正しく推計され、仮に不確実性がなくても現時点で予想できる傾向として発生する、こんなふうに明らかに予想される、だからこんなふうにルール化ができるほどに予想できる傾向に関して、そのような癖があることは、金融のプロなら当然分かるのではないか。それで、収益性が悪化している、だから危ない企業だ、だからリスクプレミアムが大きくなると誤認されるって、どれだけ日本の資本の出し手のクオリティが低いのかということ、公の場で一生懸命説明しているような気がしてしようがありません。

もっとも、この委員会では、アナリストの見解としてさんざん珍妙な議論を聞かされているので、この程度の珍妙な議論もあり得ると思いますけれども、納得はしていない。私はアナリストが言うことから推察されるほどには日本の金融事業者の品質は低いと思っています。

例えばある産業の癖で、冬はすごく儲かるけれども夏はあまり儲からないとか、その逆だとかという傾向があったときに、四半期の決算を見て、収益が物すごく不安定な産業ですね、なんてことを考える人は、基本的にプロならいないと思う。これが、同じ年度ではなく数年にまたがっていたら、たちまちそんな当たり前のことも分からなくなるほど日本の金融のプロのレベルが低いとは、私には到底思えない。でも、そういう考え方はあり得るのだろうと思います。

しかしそれが主な理由でルールの変更と言われると、何かすごく変な気がします。

さらに、後半に費用がどんどん増していくような、そういう構造だとすると、それは後から言うインフレの影響を除けば、仮にそんなことがあるのだとすると、どうしてそんな珍妙なことが起きるのかを精査することのほうが重要なのではないかという気がします。

さらに企業の費用に合わせて、それで料金をつけるのが公正だという議論も、私にはわかには受け入れられない。そんなことは基本的にないと思いますけれども、例えばどこかの会社では、何か突発的な事情によってスマートメータの取り替えがある1年で急激に大きくなり、別の年は相対的に少ないことがあったときに、その年だけ託送料金を上げる、コストが大きいから上げるのが公正で正当と考えるのか。あるいは数年間ならして、その平均的な水準で料金をつけるのが公正か。私はどっちの考え方もあり得ると思うので、それがコストに合わせた料金が公正で、逆にそういう意味でならしているのが不公正だというのは、本当に一般的に正しいことなのかについても、考える必要はあると思います。

一方で、これはエスカレーションだとかを入れることも含めて、インフレが起こることを前提としているので、もし名目料金を一定にしてしまうと、実質料金は、一定期間の後半にかけて下がっていくことになってしまいとても不自然。仮に第2規制期間が終わって第3規制期間になるときに、一律の料金にしていると急激に上がる。それまでのインフレの分を反映して急激に上がることにはなりますが、そうするよりもだんだん上げていくほうが、はるかに自然というか、変なゆがみを与えないという意味では、一律の料金にこだわらないと方針を変えるのは正しい整理だと思います。

さらに、これは華表委員が正しく御指摘になったと思いますが、いろいろな理由によって期中調整が必要になる局面も出てくる。それで、適切に期中調整をしないと、それこそ流動性の制約等の問題によって資金調達コストが上がりかねないというようなことがあり得て、資金調達コストを下げるためにも、期中調整は大きな変動が起こったときには認めるべきだし、そういうことがあり得るということは、第1規制期間で既に分かっていた。

そうすると、華表委員が正しく御指摘になったようにメニューコストを考えて料金を一定にするメリットは相対的に小さくなった。

インフレ下では、徐々に上げていく料金設定も合理的な料金設定だという整理は正しいと思います。しかし何か変な理屈で、それを無理やり正当化されてしまうと、今後別の施策を設計する際の障害になると思います。

これを、インフレ下ということと、メニューコストを考えて固定することの利益が相対的に下がったことを率直に認めて、エスカレーションを認め、大規模な期中変更も選択肢として認めた以上、期間中料金一定の原則にこだわるよりも、あらかじめアナウンスして上げていくのを基本とし、そこからの乖離分を期中も含めて補正するほうが自然だという整理にすべきだと思いました。

以上です。

○大橋座長　　ありがとうございました。

続いて、新家委員、お願いします。

○新家専門委員　　ありがとうございます。新家です。

私は、まず資料3-2の、個別論点でいただいているところ、27ページから28ページの整理についてですが、大枠としては、私もこの方向性で検討いただくことについては、特段異論はありません。

私が、この方向性について、まだ十分理解できていないのかもしれませんが、一応、この「段階的に」というところとセットで、期中調整の枠組みというか、そこもしっかり担保された上での制度、つまり、これが例えばインフレを想定しているのであれば、段階的に託送料金が上がることを、まずは最初の段階で5年分ですね、示すということになるわけですが、これが、当然予想どおりにならないということもあるのかなと思っています。

そういう場合というのは、上も下も含めて適切に調整された上で料金が調整される。そういうこととセットで、この仕組みを導入するというのが一つの考え方だと、そういう考え方でいいのかどうかというのを、一点確認させていただければと思います。これが1点目です。

あと、すみません、多分私の責任だとは思いますが、私の発言が基となって、金融の資本市場のレベルが、この場で低く見られているというふうに思っていることがあるとすれば、これは、私のこれまでの発言が至らなかった点もあるのかなということかもし

れませんので、そういうふうに思う方がいらっしゃるのであれば、それは、一定程度自分の発言にも課題はあるのかなということ、そこは、ちゃんと反省はした上で、ちょっと申し上げさせていただきますが、まずは、かねてから申し上げていることとしては、このレベニューキャップ制度のもとで、やはり低リスク、低リターン of 事業としての安定的な収支の確保、これが担保される制度ということを念頭に置いた制度であったのかなと思っています。

そういう場合であれば、それがトラックレコードとしてもしっかりと担保されていて、確保されているのであれば、恐らく金融市場からも信頼をされて、低い資金調達コストのもとで事業運営というのは、十分可能だったのかなと思っています。

ただ、なかなか想定できなかった大きな事業環境の変化がある中で、この制度の中でも、この環境の大きな変化に対して対応し切れない部分というのが、徐々に課題としてあらわになって、それを今、適宜調整しているという、そういう過程にあるのかなと思っています。

ですから、もともと信頼度の高い制度としてスタートした中でも、なかなか想定しにくかった事業環境の変化の中で、やはり予定どおりな収支というのが確保されないという実績が積み重なる中では、当然そういう中で事業者さん自身も、安定的な送配電事業からの収支見通しが立たない、立てることができないとなると、金融市場から見ても、そこに対して投資できるのだろうかという疑問を持つ方が多くなるほうが普通かなと思っています。

なので、そうすると、多様な投資の選択肢がある金融事業者さんからすれば、あえて予見性は低いけれども、リターンが低い事業部門に投資するプライオリティーというのは、当然下がることになるかなと思いますので、必然的に資金は集まりにくくなる。そういう構造というのは、当然にしてあり得るのかなと思っています。

ですから、そういう意味でいうと、いかに信頼できる制度だと言ったとしても、それが外部の方から、グローバルの金融市場の中で十分理解されなければ、結果的にお金が集まる蓋然性は下がることになって、それが結果的に資金調達コストを上げることに繋がるおそれというのは、当然あるのかなと思っていますので、そういう意味で、やや大枠として申し上げますけれども、できるだけ安定的な収支見通しが立つような事業制度、料金制度があることによって、しかもそれに実績が積み重なることによって、制度の信頼性が高まって、より安定的な、かつ安価な資金調達に繋がると、そういう可能性というのは十分あるのかなと思っていますので、できるだけそういう制度になるように、金融側の人間

として、まあ至らない点はあるとは思いますが、できれば引き続きお話ができればなと思っています。

私からは以上です。ありがとうございます。

○大橋座長 ありがとうございます。

お手が挙がっている委員、オブザーバーの方は以上だと認識しておりますが、それではほかに……送配電網協議会、お願いできますでしょうか。

○高野オブザーバー 送配電網協議会の高野と申します。私からは、資料3-2の第2規制期間に向けた検討課題の部分について、コメントさせていただきたいと思います。

改めまして、本日は、第2規制期間に向けた制度的論点などについて整理いただきまして、ありがとうございます。今後、具体的な議論を進めていくものと認識しておりますけれども、その前提として、第1規制期間の制度導入時からの環境変化など当初想定と現状との相違などの振り返りが重要だと考えております。

制度導入後、事業環境は大きく変化しておりまして、再エネ導入加速に加えまして、GX、DXの進展に伴い、DER拡大ですとか、データセンターなどの大規模需要の顕在化によって、系統整備ニーズは拡大、変動しております。加えて、物価、労務費、金利の上昇や需給調整コストの変動性の拡大によりまして、費用構造の不確実性も高まっていると思っております。

さらに、人口減少の中で、施工力やサプライチェーンの維持といった基盤的課題も顕在化してきております。また、第2規制期間の2032年までの5年間においては、現状、想定し得ない状況変化も出てくる可能性があると考えております。

こうした中で、レベニューキャップ制度の趣旨である投資確保と国民負担抑制の両立を図っていくには、資金調達の安定性や、投資回収の予見性、費用変動への対応といった観点で、当初想定と現状の相違を確認し適切に制度に反映していただくことで、事業の予見性を高めていくことや、事業者が創意工夫して環境変化に柔軟に対応していけるような制度運用や、適切なインセンティブの設定が重要と考えております。

第2規制期間に向けては、これらの点を踏まえて検討いただければと思います。

それから、併せて個別論点として2点ほど申し上げさせていただきたいと思います。

1つ目が、Iの⑤の「物価等や金利変動の反映方法について」ということで、8ページに記載いただいておりますけれども、承認値と実績額の乖離が継続的に発生するようなケースにおいて、翌値調整の調整額が大きくなることや、キャッシュフローへの影響が投資

計画に支障を生じ得ることへの対応として、早期に調整する仕組みについて検討課題としてお示しいただいたと認識しております。

そのような観点から言いますと、物価、金利以外の要因として、需要変動ですとか、特に調整力費用の変動が大きくなっている状況でありますので、これらの要因への対応の在り方についても、今後の検討の中で御議論いただければと考えております。

それから、もう一点、17ページのⅢの、「次世代投資費用の範囲、便益評価方法」に関連しますけれども、施工力不足への対応ですとか、業務効率化の観点から、DXやAIなどのデジタル投資は不可欠な取組でありまして、我々としても、これまで以上に取り組んでいく必要があると考えております。

一方で、これらの分野は、近年、技術の進展が著しいため不確実性も多くて、変化に適応する前提で進めていく領域であると思っております、開発過程で仕様の見直しや方針転換が必要となるケースが多いと認識しております。

こういった面も含めて、新たな評価の視点や柔軟な取り扱いについての御検討をいただくことが有益ではないかと考えております。

私からは以上となります。

○大橋座長　　ありがとうございました。

それでは、岸オブザーバー、お願いいたします。

○岸オブザーバー　　広域機関の岸でございます。合理的かつ現実的な投資量の見直しに関連しまして、一言コメントをさせていただきます。

まずは、送配電網協議会様、それから事務局におかれまして、このような形で精査、分析をされまして、こうした場で共有いただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

各一般送配電事業者様におかれましては、広域機関で策定した高経年化設備更新のガイドラインというものがございまして、これも御参照いただきながら、長期的な視野も含めて、計画的な設備保全ですとか更新の投資に取り組んでいただいていると承知しております。

なお、この高経年化設備更新ガイドラインにつきましては、広域機関において、さらなる改善、精緻化に向けた検討も進めているところでございます。

引き続き、一般送配電事業者様におかれましては、安定した経営のもとに必要な投資を適切かつ効率的に行うことができるように、国とも連携しまして、各種のガイドラインですとか、事業環境の整備ですとか、こうしたことに努めてまいりたいと思っております。

レベニューキャップ制度に関しましても、御説明がありましたように、また、御議論もありましたが、必要に応じた運用の改善ですとか見直しの検討が行われるように、広域機関としても御協力をしてまいりたいと考えております。

以上です。ありがとうございます。

○大橋座長 ありがとうございます。

ほかに御発言希望等ございますでしょうか。——よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

それでは、送配電網協議会様で、ただいまいただいた御発言に関して、何かつけ加えるところ等あれば、いただけますでしょうか。

○香月氏（送配電網協議会） 送配電網協議会の香月でございます。コメントをありがとうございました。

村松委員から、中東情勢の影響に関するコメントがございました。現時点では、主要な資機材に関しましては、大きな影響は出ていない状況ですけれども、紛争が長期化した場合は、納期やコストに影響が及ぶ可能性はございますので、関係箇所と連携を密にとりながら、適宜計画に反映してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

もし事務局から、何かあればお願いいたします。

○黒田NW事業監視課長 委員、オブザーバーの皆様、様々な意見、コメントをいただきまして、ありがとうございました。

まず、論点2の第2規制期間に向けた検討の関係で、ほかの論点もあるかといったような点に関しまして、村松委員ですとか池田オブザーバーから、調整力費用に関する御指摘、揚水随契等を含めていただいたところであります。

こちら、別の審議会ではありますけれども、議論されておまして、私も担当でございますので、そういった状況も踏まえながら、こういった調整力の在り方を踏まえて第2規制期間の調整力費用をどのように設定していくかといった点については、今後、本会合でも具体的な審査等の中で議論をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、個別の論点ですね、期間中一律の託送料金の見直しに関する点についても、様々な御意見、コメントをいただきまして、ありがとうございました。

この料金の、一律料金の考え方の点については、松村委員を含めて御意見をいただいたところでありますので、改めて整理をしたいと考えておりますけれども、必ずしも一律の託送料金にこだわることなく必要に応じて合理的に段階をつけて設定をするといったことについては、特に御異論がなかったのかなと認識いたしましたし、また、池田オブザーバーから、小売事業者の観点からも、対応に必要な期間等についても具体的に御指摘もいただきましたので、こういった点も含めまして、引き続き整理をしていきたいと考えております。

また、新家委員から御質問をいただいた、期中調整等の前提に関する点についてでございますけれども、私の理解といたしましては、物価等上昇に関する対応について、もちろん今後の議論ということではありますけれども、今までの御議論を踏まえた現状の考えということで申し上げます、第2規制期間においても、一定の物価上昇率というものをあらかじめ織り込んだ形で、収入上限というものを設定する。

それで、実績との差分については、少なくとも翌期では調整をすることになると理解をしております、これについて、先ほど一部コメントもいただいたと思っておりますけれども、Iの⑤というところで、物価等について自動調整をするかどうか、この翌期調整まで待つことなく期間中に反映をしていくといった方法についても、論点として挙げさせていただいているところでございますので、こういった点の是非ですとか具体的な在り方等については、また別途整理をさせていただいて、本会合で議論をさせていただければと考えているところでございます。

その他、コメント、御意見をいただいた点もありますので、そういった点も踏まえて、次回以降、引き続き第2規制期間に向けた論点について、検討を進めていきたいと考えております。

私からは以上になります。

○大橋座長　　ありがとうございました。

それでは、新川事務局長、お願いいたします。

○新川事務局長　　1点だけ、池田オブザーバーから御指摘があり、村松委員も言及されました「短期供給力確保の財源はどこが、どう負担するか」ということについては、別の場で議論が行われていると承知をしておりますので、その議論を踏まえての検討となるかと思っております。

以上でございます。

○大橋座長 ありがとうございます。

ほかに、もし追加で御意見があれば、いただければと思いますが、近藤オブザーバー、お願いします。

○近藤オブザーバー 最後にありがとうございます。

安定供給の確保と効率化の両立という大きな方向性に関しては共感しています。

今後の制度設計や運用に当たっては、生活者にとっての負担の公平性、公正性、説明可能性、長期的な信頼確保の観点も、ぜひ踏まえていただきたいと考えています。

以上です。最後にありがとうございます。

○大橋座長 ありがとうございます。

新川事務局長、お願いします。

○新川事務局長 今の近藤オブザーバーの御発言に関しまして、当然それについても踏まえて検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○大橋座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。——本日、議題の1で一般送配電事業者様のお取組をプレゼンいただきまして、ありがとうございます。投資量の合理的かつ現実的な内容への見直しであるとか、あるいは効率化に向けての最大限の取組を進めていただくということで御説明もいただきましたが、ぜひその方向で進めていただければと思っております。

また、議題の2については、今後、本会合でレベニューキャップ制度における第2規制期間に向けた課題の検討も行っていくということですが、本日いただいたコメント等も踏まえ、引き続き事務局におかれては検討を進めていただければと思います。

本日予定していた議事は以上ですので、もし追加でないようでしたら、これにて記事進行を事務局にお返ししたいと思います。

○黒田NW事業監視課長 大橋座長、ありがとうございます。

本日の議事録については、案ができ次第送付させていただきますので、御確認のほどをよろしく願いいたします。

次回開催につきましては、追って事務局より御連絡いたします。

それでは、「第74回料金制度専門会合」は、これにて終了といたします。

本日は、ありがとうございます。

—了—